

「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（案）」  
 に関する意見公募手続の結果について

令和6年7月2日  
 資源エネルギー庁  
 資源・燃料部  
 燃料流通政策室

「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（案）」（ガイドラインの改正案）について、令和6年5月25日から同年6月23日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています（個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております）。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. ガイドラインの目的・定義等		
1	1. 目的について、今回の制度改正に至る経緯、背景を詳細に記載すべきである。	今回の制度改正に至る経緯や背景については、原案の記載内容にとどめ、詳細については令和6年4月にとりまとめられた報告書（以下「WG 中間とりまとめ」という。）を参照するかたちにさせていただければと思います。
2	1. 目的について、「いわゆる無償貸与や貸付配管といった商慣行を背景に、LPガスの消費者が不利益を被っている状況を是正すべく検討を行い、令和6年4月に報告書がとりまとめられた。」とあるが、今回の指針の見直しは、取引の適正化、価格の透明化が主題であり、その結果、価格の引き下げが最大の目的となるため、上記文中「消費者が不利益を被っている状況」は、「消費者が価格面で不利益を被っている状況」と「価格面」を強調する。	今回の制度改正は、過大な利益供与を行うなどのLPガスを巡る商慣行そのものを是正することを主な目的としています。令和6年4月にとりまとめられた報告書（WG 中間とりまとめ）においても、価格の引き下げが最大の目的との記載はないことから、原案のとおりとさせていただければと思います。
3	1. 目的について、原案は、ガイドラインとしての熟度がなく、新たな制度の施行に際して規制を受ける側としては参考になりにくいので、法令違反となる典型的な具体例等を記述すべきである。ガイドラインと言いながらも、「様々な要素を個別に判断することが求められるもの」、「網羅的に示すことは困難」とされているため、これに即して事業者が法令遵守を求めるガイドラインとしては不十分である。事業者の行動	個別判断の蓄積のない現段階では、問題となりうる行為の具体例等の内容もある程度抽象的とならざるを得ませんが、今後、事例蓄積を重ね、適時適切に本指針（以下「ガイドライン」という。）を見直していくこととしています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	には不都合が生じないように、最低限、具体的な法令違反事例や合法事例を記述すべきである。	
4	様々な要素を総合的に勘案し、個別の事例ごとに判断、あらかじめ網羅的に示すことは困難と記載されている。困難なことは理解できるが、どのように判断していくのか全くイメージできないため各社苦勞していると思う。景品表示法では取引金額などにより景品の上限金額を定めているがこのようなやり方を想定しているのか？ワーキンググループにおいて判断とはどのようなイメージなのか教えていただきたい。	例えば、通報フォームに寄せられた情報等を端緒として、LP ガス事業者から、個々の営業行為について、正常な商慣習を超えた利益供与ではない、LP ガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等の説明や考え方等を聴取し、その妥当性や違法性を判断していくこととしています。その際、ガイドライン等に記載されている考え方等も参照することとなります。
5	2 ページの「…あらかじめ網羅的に示すことは困難である。したがって、今後、本指針の内容をより一層明確にしていくことになると考えられる。…」について、『より一層明確にして行く事になる』行程やスケジュール観、どの様な段を踏めば、明確にして頂けるのでしょうか。「ガイドラインの改定」や「ガイドラインの追加記載」等、どの様な公表プロセスを予定しているか、お考えがあれば、明示頂けると助かります。	今後、WG 等の公開の場で商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続的に実施していくこととしています。その場での議論や、個別事案の判断事例の積み重ね状況等も踏まえて、ガイドラインを見直していくことが考えられます。ガイドラインを改正する場合は、今回と同様に、改正案について、パブリックコメントを募集することとなります。
6	1. 目的の最終段について、「今後、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に対応し、その判断の積み重ねが、本指針の内容をより一層明確にしていくこととなると考えられる。(中略) 適時適切に見直しを行っていく」とあるが、「LP ガス商慣行通報フォーム」の周知を強化してください。また、通報フォームに寄せられた個々の事案に対する定期的な分析・判断の積み重ね・公表に加え、インターネット上や SNS での発信からも積極的に情報収集・分析を行ってください。収集した情報の中で有用と判断される情報については、LP ガス事業者・消費者団体・関係省庁などと連携しながら、迅速かつ適切な指針の見直しを確実に実施してください。	今後、通報フォームに寄せられた情報や各種調査結果等を活用し、WG 等の公開の場で商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続的に実施していくこととしています。その場での議論や、個別事案の判断事例の積み重ね状況等も踏まえ、適時適切にガイドラインを見直してまいります。いただいた御意見は参考にさせていただきます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	<p>2. 用語の定義について、LPガス事業者、消費者、LPガスと略す必要があるのか。液石法、液石法施行規則について同じ用語がある。この3つを略すことは単に解釈の混乱を招くと思われる。また、別途パブリックコメントが行われている液石法施行規則の運用及び解釈の基準のほうは略されていないので、整合性がない。</p>	<p>ガイドラインは、LPガス事業者に法令遵守や自主的な取組を促すための考え方や具体例に加え、LPガス事業者が取り組むべき事項をまとめたものです。そうした位置づけも踏まえて、ガイドラインでは、LPガス事業者や関係者が理解しやすいよう、法令用語ではなく、より平易でわかりやすい言葉を用いることとしたものです。</p>
8	<p>「2. 用語の定義」について、「3. 取引適正化に向けた指針」以降に表記される「一定使用量ごとに発生する料金」「基本的な料金」は、それぞれ従量料金、基本料金と解され、これに三部料金を構成する設備費用を加えて「定義」することで、全体の理解を得やすくする観点から、三部料金を構成する基本料金、従量料金、設備費用について追加定義してはどうか。</p>	<p>本ガイドラインでは、(4) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）の部分で、改正後の施行規則第16条第15号の7の規定を踏まえるかたちで、基本料金・従量料金・設備料金を説明していることから、原案のとおりとさせていただければと思います。</p>
<p>2. 賃貸集合住宅等の入居希望者に対するLPガス料金等の情報提供</p>		
9	<p>「このため、LPガス事業者は、・・・必要がある」について、賃貸集合住宅における新規契約と既存契約の取扱いの異なる部分について、消費者をはじめとする関係者にわかりやすく周知徹底してください。</p>	<p>御指摘の新規契約と既存契約の取扱いについての周知については、賃貸集合住宅のみならず、戸建て住宅にも関係するものであるため、本ガイドラインとは別途、LPガス事業者等による取組状況等も把握しながら、今後検討させていただければと思います。</p>
10	<p>②料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を提供することとありますが、当該箇所の前後の①、③とも何の料金か或いは、誰に対する提供なのかが明らかなのに対して、②については明確になっていないため、 ②不動産関係者に情報提供した料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を不動産関係者に提供すること 又は、 ②不動産関係者に情報提供した料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること ・・・に変更することを提案します。</p>	<p>御意見を踏まえ「不動産関係者に情報提供した料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること」と修正させていただきます。</p>
11	<p>「消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければ</p>	<p>改正後の施行規則第16条第15号の2の規定は、賃貸物件において、一般消費者等が</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ならない」とあるが、関連業者が営業活動や情報収集の為に入居希望者を装っていると思われるような場合、例えば、メールで「これら100件のアパートについて料金を全て教えてくれ」と質問されても直接返答する必要はあるのか。本当に入居希望者なのかを確認したり、「不動産関係者」を通じて返答する等は可能か。	LPガス料金等の情報を知った上で入居することができるように、一般消費者等に対して情報提供することを求めるものです。入居前の消費者から直接問い合わせがあった場合は、当該消費者に直接回答することが求められます。また、当該賃貸物件の所有者や管理会社からの問い合わせであれば、入居前の消費者に対する情報提供のためのものであると考えられるため、それに応じることが必要です。
12	「なお、不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニューを提示することは問題となりうる。」について、(1)標準的な料金メニュー等の公表にも記載すべきである。	御指摘の記載については、改正後の施行規則第16条第15号の2に基づき違反となるおそれのある行為を例示したものです。
13	3ページの「なお、不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニューを提示することは問題となりうる。」について、『標準的な料金メニューで対応出来る事が望ましい』では？当該文章から、「当該住宅のLPガス料金表」の提示を求められている意図は感じますが、一案として、『料金表を不動産関係者に提示がない場合、ホームページ等で標準的な料金メニューを確認出来る時は、それを充当する』となれば、必然的に標準的な料金メニューも是正される上、本来の意味での『標準的な料金メニュー』へ向かう動きが推進されるのではないのでしょうか。	消費者等各方面から情報提供いただいているLPガス料金の実態を踏まえると、消費者が入居を希望している物件に係るLPガス料金表を提示することとすることが適当であると考えます。 なお、御指摘の「本来の意味での『標準的な料金メニュー』」に関しては、今後、商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続していくこととしているところ、頂いた御意見も参考にさせていただきます。
3-1. 賃貸集合住宅等のオーナーや消費者等に対する過大な営業行為の制限 (正常な商慣習を超えた利益供与の制限)		
14	「この規定は、いわゆる「無償貸与」など、消費者とのLPガス販売契約の確保を目的として、オーナー等や消費者に対して過大な利益供与を行うという商慣行そのものを是正することで、消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備する趣旨から設けられたものである。」との記載がある。しかし、改正後指針3「取引適正化に向けた指針」(2)冒頭に記載のとおり、「賃貸集合住宅等においては、その構造上、入	いわゆる「無償貸与」など、オーナー等に対して過大な利益供与を行うという商慣行そのものが是正されれば、オーナー等がLPガス事業者との契約を長期にわたって維持するインセンティブが低下すると考えられます。これにより、オーナー等によるLPガス事業者の切替えが容易となるため、間接的にはあるものの、消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境整備にもつながるものと考えます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等（以下「不動産関係者」という。）が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約がある。」のが実情である。すなわち、消費者は、「その構造上」、不動産関係者が選定したLPガス事業者との契約を余儀なくされる。そうであるにもかかわらず、かかる「構造」を是正することなく、LPガス事業者が、「オーナー等」に対して「過大な利益供与を行う商慣行」を是正することで、「消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備する」ことにつながる理由を明らかにされたい。</p>	
15	<p>4ページの「利益の供与には、設備の無償貸与や安値提供、フリーメンテナンスサービス等の物品・サービスの提供に加え、紹介料等の名目による切替え手数料の支払い、回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部キックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料や広告宣伝費等の名目による金銭的な利益の供与が含まれる。」について、当該パブリックコメントの原案を見てないのか、知っている上で無視しているのか、分かりませんが、緩い解釈をする事業者が存在します。</p>	<p>御指摘のような懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム (<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpg_ass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpg_ass_tsuhoform/index.html</a>) に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。</p>
16	<p>「LPガス料金の一部のキックバック」は、消費者契約法4条1項1号（不実告知）に該当する恐れがあり、「過大」でなければ許されるような表記は適切でないことから、「LPガス料金の一部のキックバック」の削除。または別規定として「キックバック」は禁止する。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえて検討いたしました。が、「LPガス料金の一部キックバック」については、通報フォームに寄せられた情報等をもとに、液石法令上の「利益の供与」の事例として例示したものです。消費者契約法上の問題がある「おそれ」があることのみをもって、当該例示を行わないことは、かえって誤解を招きかねないことから、原案のとおりとさせていただければと思います。</p>
17	<p>LPガスの供給契約を切り替えるときに、次に供給予定のLPガス事業者が、消費者の代理人となって現在供給しているLPガス事業者と切り替え交渉を行う役務は、本件に該当すると考えて良いか？以前、エネ庁の説明会を聴講したところ、「利益の供</p>	<p>過大な営業行為の制限に係る規律の施行後に、御指摘の切替え交渉を行う業務や訴訟費用の負担を行う行為が、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	与」は金銭・物品のみならず、役務等も該当すると見解を述べていた。(R05. 1. 13) また、契約解除に伴い、前LPガス事業者から当該消費者が、配管代及び違約金に関する訴訟になったとき、次のLPガス事業者が、弁護士や訴訟費用の負担を行う行為も「正常な商慣習を超えた利益の供与」と考えて差し支えないか？	なお、委任状に基づき消費者が行うべき切替えの連絡を代行することのみをもって、直ちに過大な営業行為の制限に係る規律に違反することになるとは考えていません。取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することになりますが、例えば、当該行為によりLPガス販売契約の切替えを長期にわたって阻むことになるかどうかは一つの考慮要素となります。
18	問題となりうる行為について、設備の無償貸与など様々な名目により利益供与を行うこととあるが、この利益供与が過大かどうかの判断基準は、「様々な名目により」であって、例えばガス給湯器のみを無償貸与している場合は、過大にあたらないと理解してよいか。	過大な営業行為の制限に係る規律の施行後に、ガス給湯器単体の無償貸与であって複数の名目によらない場合でも、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。違法性の判断に際しては、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することになりますが、例えば、当該行為によりLPガス販売契約の切替えを長期にわたって阻むことになるかどうかは一つの考慮要素となります。
19	LPガス事業者は、契約獲得のため積極的に利益供与を行うだけでなく、オーナー等からの負担強要にやむを得ず応じる場合があることから、「様々な名目により利益供与を行うこと」の後に「。オーナー等からの負担強要に応えること」を追記する。	いただいた御意見を踏まえて検討いたしました。が、オーナー等からの負担強要に応えることは、オーナー等に対する利益供与を行うことと同じであるため、原案のとおりとさせていただきます。
20	4ページの「①賃貸集合住宅等のオーナー等に対して、LPガス事業者を切替える条件として、…様々な名目により利益供与を行うこと」について、オーナー、不動産管理業者、紹介斡旋業者等、「ノーリスク・ハイリターン」で切替えが行えてしまうので、国土交通省版ワーキンググループの必要性を強く強く感じます。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。なお、令和6年5月17日付け文書により、国土交通省から不動産関係団体等に対して、LPガス事業者に対し利益供与を求める行為はコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえることからそうした行為を行わないこと等を周知しています。懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム ( <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html</a> ) に情報をお寄せ頂ければと思います。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>いただいた情報等も踏まえ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。</p>
21	<p>問題となりうる事として、「消費者に対して値上げありきの安価なLPガス料金を提示すること」とあるが、ガス切り替えの勧誘を目的とし、インターネット上で、「○○県△△市の一般的なガス価格は何円」、「A社のガス価格は平均で何円」のような表現で、資源エネルギー庁や日本LPガス協会の発表している統計とかけ離れた金額や、実態と違うデータを掲載している場合、数字の根拠を求めるなど規制はできないのか。</p>	<p>ガイドラインにおいて、「実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表した場合には、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）で禁じている不当表示となるおそれがある」としているとおりに、御指摘の勧誘行為も不当表示と判断される可能性があると考えます。</p> <p>今後、商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続していくこととしているところ、頂いた御意見も参考にさせていただきます。</p>
22	<p>4ページの「②消費者に対して値上げありきの安価なLPガス料金を提示すること」について、標準的な料金メニューより圧倒的な安価による売込が生じ、問題となっております。集合住宅に於いても、設備貸与による利益供与が出来なくなった場合、売込価格をオーナーと入居者に提示する可能性は、将来的には否定出来ません。この条項はかなり重要であり、もっとフォーカスを当てて頂きたいものです。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p> <p>今後、商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続していくこととしているところ、いただいた御意見も参考にしつつ、更なる改革や制度見直しの要否を検討してまいります。</p>
23	<p>継続的な利益供与は過大でなくとも利益相反となり問題である。過大ではないとすると必ず抜け道を作るので継続的な利益供与は例外なく禁止すべきである</p>	<p>正常な商慣習の範囲内の利益供与は広く一般的に行われていることを鑑み、LPガス事業者による設備等の貸与等の行為を法令上一律禁止とすることはしていませんが、ガイドラインにおいては、問題となりうる行為の考え方として、継続的な利益供与行為については、LPガス事業者の切替えを長期にわたって阻害する効果を有することを留意点として示しているところです。加えて、本ガイドラインでは、望ましい行為として、オーナー等に対する利益供与行為については、過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことを提示しています。</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
24	<p>無償貸与の規制では不十分。携帯電話と同じように1円給湯器などが生まれてくると思います。また、根本的にガス料金の簡易ガスなどと同じく許可制にする必要があるのでは。</p>	<p>過大な営業行為の制限に係る規律の施行後に、1円給湯器のように、大幅値引きした上で設備を売却等する行為が、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。違法性の判断に際しては、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することになりますが、例えば、当該行為によりLPガス販売契約の切替えを長期にわたって阻むことになるかどうかは一つの考慮要素となります。今後、商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続していくこととしているところ、頂いた御意見も参考にしつつ、更なる改革や制度見直しの要否を検討してまいります。</p>
25	<p>正常な商慣習を超えた利益供与の制限について、販売所の社員が実施するガス器具設置工事に関して、工事費を無料にすることは許容されるのでしょうか。</p> <p>(自社工事の場合、工事費は出来高払い等ではなく、通常の業務・給与内に含まれるものとするため。)</p> <p>LPガスの維持・拡大のために顧客にガス器具を導入してもらうメリットとして工事費無料を実施している事業者がいる中、この行為が過大な営業行為に該当するのであれば、顧客からLPガスが選ばれなくなる危険性があるように思います。</p>	<p>過大な営業行為の制限に係る規律の施行後に、ガス器具設置にかかる工事を無料又は値引きする行為が、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。違法性の判断に際しては、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することになりますが、例えば、当該行為によりLPガス販売契約の切替えを長期にわたって阻むことになるかどうかは一つの考慮要素となります。</p> <p>規制当局としては、個々の営業行為について、他の事業分野の事例に照らして過大な営業行為ではない等の説明や考え方を聴取し、その妥当性や違法性を判断していくこととしています。</p>
26	<p>LPガス事業者が大家様への営業に当たり、『WEBからご自身で申し込んだ事にしてもらえますか?』『エネ庁と打ち合わせしながら(駆け込み過剰投資集合切替)やっていますから大丈夫です』等、話しております。こんな営業トークを使って宜しいのでしょうか。宣言とは真逆の事をやってきて、6月までは大丈夫とか言いながら行っております。これを許してしまったら宣言の意味も有りませんし、他業種から見たら茶番でしかないと思います。良い事ばか</p>	<p>懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム</p> <p>(<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpg_ass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpg_ass_tsuhoform/index.html</a>)</p> <p>に個別具体的に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>り言うので不動産会社も大家様も、我々の言う事より LP ガス事業者の言う事を聞き入れてしまいます。断固処分をして頂きたく存じます。</p>	<p>なお、ご指摘の駆け込み営業行為に関しては、令和6年1月23日付け文書により、経済産業省から全国LPガス協会に対し、そうした営業行為を行わないことを要請するとともに、当該文書を公表しているところですが、改正省令が公布された令和6年4月2日以降も駆け込み的な営業行為（過大な利益供与等）を続けているとの情報提供のあった事業者に対しては、ヒアリングを実施し事実関係とともに社内体制の再確認を要請する等、個別にも対処してきているところですが、今後は駆け込み営業行為は行わない方針を決定し社内に周知を図る事例もでてきていますが、いずれにせよ、通報フォームに寄せられた情報等をもとに、厳正に対処してまいります。</p>
27	<p>今回の指針（案）では、賃貸集合住宅となっているが、上場企業等の大手LPガス販売事業者は新築・リフォーム等住宅案件や、飲食店・病院等の業務用案件に対してもLPガス利用者、設計事務所、建築施工業者等への正常な商慣習を超えた利益供与を行っており、LPガス販売に関わる全ての案件に対して規制を進めていくべきである。また、今回の指針（案）の話が周知されるにつれて、不動産大家、不動産会社、賃貸集合住宅メーカーらが如何にして自分達の利益を維持しようかと、指針を回避しようと様々なアプローチを受けている。液化石油ガスの小売営業の規制だけでは到底改善する事は不可能。下請法、建築基準法、宅建法等関与のある法律の改正を行い、関連企業等にも法的措置を取れるようにしない限り、改善の見込みは無い。また、今回の指針について、末端の小売について監視するだけでなく、卸売メーカーにもしっかりと監視するスキームを取るべきである。</p>	<p>ガイドラインでは、主に、賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与を中心に、問題となり得る行為の具体例や考え方等を提示しているが、改正後の施行規則上は、戸建て住宅等に係る利益供与行為についても規律の対象としています。御指摘の卸売りメーカーによる行為も含め、監視・取り締まり等を進めてまいります。</p> <p>なお、懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム  <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html</a>  に個別具体的に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、液化石油ガス法第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業を行う卸売事業者は、液化石油ガス販売事業者として液化石油ガス法令の対象となります。</p>
28	<p>条文追加の提案  一部の問題のある切り替え勧誘事業者は切</p>	<p>御意見を踏まえ、「LPガス事業者の切替え営業を代行する事業者等が、LPガス事業</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>り替えの契約を1件あげると報酬を得るのだから、成果を得るために強引な営業行為を行ってしまうことは容易に想像できる。このため、ガス事業法や電気事業法のガイドラインにあるような媒介、取次、代理業者に対する事業者の監督責任をLPガスのガイドラインにも明記すべきだと考える。</p>	<p>者との契約に基づき代理で営業を行っている場合において、当該代理事業者による営業行為が問題となったときは、その責任はLPガス事業者自身が負うこととなる」と追記させていただきます。</p>
29	<p>「正常な商慣習を超えた利益を供与してはならない」について、ガイドラインは改正省令の記述を踏襲しているだけなので、ガイドラインとしては意味がなく、不適切である。</p> <p>正常な商慣習とは何か、少なくとも、明らかに正常な商慣習に該当する具体的な例を示すべきである。</p>	<p>個別判断の蓄積のない現段階では、問題となりうる行為の具体例等の内容もある程度抽象的とならざるを得ませんが、通報フォームに寄せられた情報等を踏まえ、問題となりうる行為の具体例に加え、問題となりうる行為の考え方として、継続的な利益供与行為については、LPガス事業者の切替えを長期にわたって阻害する効果を有することを留意点として示しているところです。</p> <p>今後、事例蓄積を重ね、適時適切にガイドラインを見直していくこととしています。</p>
30	<p>前回のパブリックコメントで正常な商慣習を超えた利益供与の禁止が曖昧であるという意見に対し「ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示し」と回答しているがガイドラインに具体例が何も記載されていない。</p>	<p>個別判断の蓄積のない現段階では、問題となりうる行為の具体例等の内容もある程度抽象的とならざるを得ませんが、通報フォームに寄せられた情報等を踏まえ、問題となりうる行為の具体例に加え、問題となりうる行為の考え方として、継続的な利益供与行為については、LPガス事業者の切替えを長期にわたって阻害する効果を有することを留意点として示しているところです。</p> <p>今後、事例蓄積を重ね、適時適切にガイドラインを見直していくこととしています。</p>
31	<p>「過大な営業行為」や「正常な商慣習を超えた利益供与」について、金額や件数などの定量的な基準を示さないのであれば、問題となる行為についての具体的な事例を数多く例示していただきたい。</p>	<p>個別判断の蓄積のない現段階では、問題となりうる行為の具体例等の内容もある程度抽象的とならざるを得ませんが、通報フォームに寄せられた情報等を踏まえ、問題となりうる行為の具体例に加え、問題となりうる行為の考え方として、継続的な利益供与行為については、LPガス事業者の切替えを長期にわたって阻害する効果を有する</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>ことを留意点として示しているところです。</p> <p>今後、事例蓄積を重ね、適時適切にガイドラインを見直していくこととしています。</p>
32	<p>いくらまでが過大なのか、対外的な根拠とは何か、第三者から妥当であると評価されるような基準とは何かを明らかにすべきである。</p>	<p>個別判断の蓄積のない現段階では、ガイドラインの内容もある程度抽象的とならざるを得ませんが、今後、事例蓄積を重ね、適時適切にガイドラインを見直していくこととしています。</p> <p>なお、対外的に説明可能な根拠としては、都市ガスや電気など他の事業分野の事例等が考えられます。LPガス事業者においては、LPガスを巡る商取引とは関係のない第三者からも妥当であると評価されるよう、説明責任を果たしていくことが求められます。</p>
33	<p>適正化指針3(3)ア)に「LPガス事業者は、(略)それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。」とある。罰則規定があるにも関わらず妥当かどうかの基準が曖昧すぎてこの記載は販売事業者にとって非常に厳しい内容である。もちろん販売事業者がこのようなことを行っていくことも必要だが営業行為が正常な商慣習を超えるかについて事前相談や事前判断の方法を明確にしていきたい。</p>	<p>個別判断の蓄積のない現段階では、ガイドラインの内容もある程度抽象的とならざるを得ませんが、今後、事例蓄積を重ね、適時適切にガイドラインを見直していくこととしています。</p> <p>なお、対外的に説明可能な根拠としては、都市ガスや電気など他の事業分野の事例等が考えられます。LPガス事業者においては、LPガスを巡る商取引とは関係のない第三者からも妥当であると評価されるよう、説明責任を果たしていくことが求められます。規制当局による調査や第三者によるモニタリング等では、LPガス事業者からの説明や考え方を聴取し、その妥当性や違法性を判断していくこととしています。</p>
34	<p>「LPガス事業者は、個々の契約等の条件について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、LPガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等、対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。」とございます。公正な競争の観点で具体的な金額水準を明示することは困難であると理解していますが、金銭を継続的に支払実施している各項目において、根拠と</p>	<p>個別判断の蓄積のない現段階では、ガイドラインの内容もある程度抽象的とならざるを得ませんが、今後、事例蓄積を重ね、適時適切にガイドラインを見直していくこととしています。</p> <p>なお、ガイドラインでは、問題となりうる行為の考え方として、継続的な利益供与行為については、LPガス事業者の切替えを長期にわたって阻害する効果を有することを留意点として示しているところです。ま</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	なる考え方を明示することや根拠となり得る法令や事業分野をガイド頂くことは可能でしょうか。	た、他の事業分野としては、例えば都市ガスや電気の小売事業が挙げられます。
35	<p>・該当箇所</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 正常な商習慣を超えた利益供与でない、LPガス料金の低減に資する行為。</li> <li>2. 対外的に根拠をもって説明ができ、それが第三者から妥当であると評価されるようにして</li> <li>3. おく必要があること。</li> <li>4. 客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要があること。</li> <li>5. 客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明ができるようにしておく必要があること。</li> </ol> <p>・意見内容</p> <p>上記 1. についてはどう説明できれば良となりますか。</p> <p>2. から 5. については、それぞれ金額や期間、率などをあらかじめ網羅的に示せないことは理解できますが、説明できるようにしておくことは、石油情報センターの地区平均価格より安い料金設定にしている、経理的な決算書や帳簿等で説明ができること等、事例を出していただきたい。また、全国の指導部署である自治体等当局に示される「立ち入りマニュアル」について、概要と指導方針を早期に示していただきたい。</p>	<p>個別判断の蓄積のない現段階では、ガイドラインの内容もある程度抽象的とならざるを得ませんが、今後、事例蓄積を重ね、適時適切にガイドラインを見直していくこととしています。</p> <p>なお、対外的に説明可能な根拠としては、都市ガスや電気など他の事業分野の事例等が考えられます。また、オーバー等に対する利益供与が、どのようにLPガス料金の低減につながっているのか、継続的な料金低減が可能なのか等について、一定の根拠に基づき説明していくことが考えられます。LPガス事業者においては、LPガスを巡る商取引とは関係のない第三者からも妥当であると評価されるよう、説明責任を果たしていくことが求められます。</p> <p>規制当局による調査や第三者によるモニタリング等では、LPガス事業者からの説明や考え方を聴取し、その妥当性や違法性を判断していくこととしていますが、潜脱行為を防ぐ観点から、立ち入り検査等のマニュアルを広く公表することは考えていません。</p>
36	<p>「LPガス事業者は、個々の営業行為について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、正常な商慣習を超えた利益供与ではない、LPガス料金の低減に資する行為である等、対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。」との記載がある。</p> <p>(i)ここで想定されている「他の事業分野の事例」とは、例えば、いかなる事業分野の事例か明らかにされたい。また、(ii)既存のLPガス事業者よりも低料金で一般消費者等に提供することになる場合には、</p>	<p>他の事業分野の事例としては、例えば、他の事業分野としては、例えば都市ガスや電気の小売事業が挙げられます。</p> <p>また、オーバー等に対する利益供与が、どのようにLPガス料金の低減につながっているのか、継続的な料金低減が可能なのか等について、一定の根拠に基づき説明していくことが考えられます。</p> <p>LPガス事業者においては、LPガスを巡る商取引とは関係のない第三者からも妥当であると評価されるよう、説明責任を果たしていくことが求められます。規制当局による調査や第三者によるモニタリング等で</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>「LP ガス料金の低減に資する行為であると評価される」と理解して差し支えないか。そう評価されないとしたらそれはなぜか。(iii)「対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価される」というが、かかる第三者による妥当性判断はいかなる視点で判断されるのか？ これまでも、上場会社を含め、LP ガス事業者は、経済合理性を確保できると判断した上で、不動産関係者に対する利益供与を行い、投資家からその妥当性を判断され続けていたはずである。</p>	<p>は、LP ガス事業者からの説明や考え方を聴取し、その妥当性や違法性を判断していくこととしています。</p> <p>なお、ガイドラインでは、問題となりうる行為の考え方として、継続的な利益供与行為については、LP ガス事業者の切替えを長期にわたって阻害する効果を有することを留意点として示しているところです。</p>
37	<p>4 ページの「LP ガス事業者は、個々の営業行為について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、…それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。」について、当然の事しか書かれて居りませんが、LP ガス業界に於いて、実情が程遠いのが残念です。</p>	<p>規制当局による調査や第三者によるモニタリング等では、LP ガス事業者からの説明や考え方を聴取することで、その説明責任を果たしていくことを促してまいります。</p>
38	<p>正常な商慣習を超えるかどうかを個別に判断とされているがいつ誰が判断するのか明確にしていきたい。また、事後の判断ではなく営業行為を行う前の判断が必要である。</p>	<p>規制当局である国、都道府県又は政令市が、通報フォームに寄せられた情報や通常立入検査で得られた情報等を端緒として、LP ガス事業者からの説明内容を含め、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案し、個別に判断することとしています。また、第三者からなるモニタリング等において、その妥当性や違法性を判断していくことも想定されます。</p> <p>なお、ガイドラインでは、LP ガス事業者において、個々の営業行為について、液石法に反するものではないと根拠をもって説明ができるようにしておく必要があるとして、その説明責任を求めているところです。そのためにも、各事業者において独自に判断基準を定めておくことが、社内体制整備の一環としても有益と考えます。</p>
39	<p>問題となりうる行為が具体的事例として挙げられているが、現行の取引が過大か否かの判断は、誰がどのように実施するのでしょうか。</p>	<p>規制当局である国、都道府県又は政令市が、通報フォームに寄せられた情報や通常立入検査で得られた情報等を端緒として、LP ガス事業者からの説明内容を含め、取引の内容や影響など様々な要素を総</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>合的に勘案し、個別に判断することとしています。また、第三者からなるモニタリング等において、その妥当性や違法性を判断していくことも想定されます。</p>
40	<p>省令改正案に対するパブリックコメント募集において、「過大な営業行為の制限に係る規律（第16条第15号の3から15号の6までの規定）については、利益を供与するという行為等を行わないことを規定するものであり、改正省令の施行前に締結された契約などの行為について遡って適用はされません。」との回答がありました。一方、今般示された指針の改正案では「賃貸集合住宅等のオーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益行為については、過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。」と示されております。この主旨に則り、改正省令施行日前に締結した契約についても、今後は、当初の契約期間満了をもって契約を終了し、更新（自動更新を含む）は行わない旨を、賃貸集合住宅等のオーナー様、住宅管理会社様等に通知し、交渉していこうと考えております。不動産業界における取り組みと理解を促していただけるよう、引き続き強力な働きかけをお願いいたします。</p>	<p>商慣行是正に向けた前向きな御意見を頂きありがとうございます。御指摘の不動産業界への働きかけについて、令和6年5月17日付け文書により、国土交通省から不動産関係団体等に対して、LPガス事業者に対し利益供与を求める行為はコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえることからそうした行為を行わないこと等を周知したところです。当該文書  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/pdf/009_05_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/pdf/009_05_00.pdf</a>）や、ガイドラインの記載内容等を根拠にしながら、説明・交渉を行って頂ければと思います。なお、懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム  <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html</a>）に個別具体的に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、関係省庁とも連携しつつ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けた環境整備に取り組んでまいります。</p>
41	<p>「なお、賃貸集合住宅等のオーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益行為については、過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。」との記載がある。しかし、液化石油ガス法は、「一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福</p>	<p>今回の制度改正は、液化石油ガス法第1条に規定する「液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進する」とあるとおり、LPガスを巡る取引を適正なものとすることで消費者の利益を確保すべく、液化石油ガス法第16条（基準適合義務等）が委任する液化石油ガス法施行規則第16条に規定する販売の方法の基準を見直すものです。</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>祉を増進することを目的」とする法律である（第1条）。すなわち、液石法は、石油業法とは異なり、「事業者間の健全な競争」を確保する目的を含まないし、不動産関係者に対する利益供与を規制することを想定していないように思われる。この点を措くとしても、賃貸集合住宅等について、「入居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等（以下「不動産関係者」という。）が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約がある」という構造がある以上、「オーナー等」に対する利益供与が行われるのは必然ではないかと思われるが、かかる利益供与の多寡について、「正常な商慣習」や「過大」という表現を用いて省令又はガイドラインで限定することこそ、競争法的観点から許されないのではないか。</p>	
42	<p>文末の「一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。」ではなく、「一切行わない方向で取り組んでいくこと。」として欲しい。</p>	<p>正常な商慣習の範囲内の利益供与は広く一般的に行われていることを鑑み、LPガス事業者による設備等の貸与等の行為を法令上一律禁止とすることはしていません。このため、が、ガイドラインでは、望ましい行為として、オーナー等に対する利益供与行為については、過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことを提示しています。</p>
43	<p>既存契約(2025年3月31日までの入居者様)から、貸与している給湯器やエアコンの入替や故障による入替が発生した場合、無償での入替は可能か？</p>	<p>過大な営業行為の制限に係る規律については、改正省令の施行前（2024年7月2日より前）に締結された契約等の行為について遡って適用はされません。すなわち、2024年7月2日より前に締結されたオーナー等との無償貸与契約等に基づき貸与設備の入替等を行うのであれば、過大な営業行為に係る規律が遡って適用されることはありません。しかしながら、賃貸集合住宅のオーナー等に無償で設備の入替等を行う場合は、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収すると考えられるため、客観的な根拠でもってLPガス料金に上乗せしていないと説明できない限り、三部料金</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>制の徹底に係る規律に反する可能性があります。過去に行われた過大な営業行為であったとしても、それがLPガスの消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした契約等については今後見直していくことが望ましいと考えます。</p>
44	<p>販売店の承継が行われ改正施行前の無償貸与契約等を引き継ぐ場合はオーナーチェンジの場合と同様に新規契約という扱いにならないということによろしいか？</p>	<p>過大な営業行為の制限に係る規律の施行後（2024年7月2日以降）に、オーナー等との無償貸与契約等を引き継ぐ場合は、新規契約という扱いとなるため、貸与設備等を引き継ぐ行為が消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、過大な営業行為の制限に係る規制対象となります。</p>
45	<p>改正規則施行前までに締結した「貸与契約書」において、変更が生じた際に、変更契約書を締結することは新規の「貸与契約書締結」すなわち過大な営業行為に該当するのでしょうか。もしくは、(既存)原契約の訂正として、過大な営業行為に該当しない認識でよいのでしょうか。</p>	<p>過大な営業行為の制限に係る規律の施行後（2024年7月2日以降）に、変更契約書を締結する場合は、新規契約という扱いになるため、当該変更契約に係る利益供与が消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、過大な営業行為の制限に係る規制対象となります。</p>
46	<p>集合住宅切替時の前供給業者からの貸与設備（消費設備・供給設備）買取について、消費者との販売契約確保を目的とし、過大とされる場合、規制の対象となるとの認識だが、消費者との販売契約確保を目的としない場合（すなわち消費者と一切契約行為を行わない場合）、過大であっても、ガス料金に転嫁させなければ、買取に応じて切替を実施しても問題ないのでしょうか。</p>	<p>過大な営業行為の制限に係る規律の施行後（2024年7月2日以降）に、LPガス事業者の切替えに際して、前供給業者からオーナー等への貸与設備を買い取る場合において、当該行為が消費者とのLPガス販売契約とは独立して行われるのであれば（すなわち、当該契約が消費者とのLPガス販売契約の切替えの制約となることなく、消費者のLPガス料金に設備貸与等に係る費用が上乗せされないのであれば）、問題にはならないと考えられます。</p>
47	<p>施行後の賃貸集合住宅におけるガス会社変更のケースについて解釈を伺いたい。既存の契約ではガス設備+電気設備+ガス設備のフリーメンテナンスを記載している。既存契約は契約期間内。 1. 既存契約を継承することは可能なのか？ 2. 1が可能であれば、買取ったエアコンなどの貸与契約を締結することは可能か？ 3. 1が可能であれば、フリーメンテナンスの継承も可能か？</p>	<p>過大な営業行為の制限に係る規律の施行後（2024年7月2日以降）に、オーナー等との設備貸与等の契約を引き継ぐ場合は、新規契約という扱いとなるため、当該行為が、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、過大な営業行為の制限に係る規制対象となります。過大な営業行為によるLPガス事業者の切替えは、当該営業行為に係る費用を消費者が負担するLPガス料金で回収するものと考えられる</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>4.3 が可能な場合、メンテナンス期間の延長は可能か？</p> <p>5.1～4 が不可の場合、オーナーにとっては施行前締結のガス契約から変更するメリットが無く、ガス会社の切替が激減すると思われる。その場合は、省令改正が切替を阻害している要因になってしまうが、どのような見解か？</p>	<p>ため、そうした切替えは消費者の利益に必ずしもつながらないと考えます。</p> <p>なお、2024年7月2日より前に締結された既存の契約に基づき設備貸与やフリーメンテナンスを行う場合であっても、当該既存契約を引き継いだ場合であっても、客観的な根拠でもって設備貸与等に係る費用をLPガス料金に上乗せしていないと説明できない限り、三部料金制の徹底に係る規律に反する可能性があります。</p>
<p>3-2. 賃貸集合住宅等のオーナーや消費者等に対する過大な営業行為の制限 (LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止)</p>		
48	<p>「ア）正常な商慣習を超えた利益供与の制限」の規制を前提とすると、賃貸集合住宅等に係る不動産関係者は、LPガス販売事業者から、正常な商慣習を超えない利益供与を受けられる。他方で、不動産関係者は、イ「LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止」の規制により、違約金や上記利益供与の返金義務等の制限もなく、賃貸集合住宅等に係るLPガス事業者を変更することができることになる。以上を踏まえると、不動産関係者は、居住者の意向に関わらず、LPガス販売事業者から正常な商慣習を超えない利益の供与を受けてはLPガス事業者を変更するというを繰り返すことが容易に想定される。すなわち、結局のところ、不動産関係者を資するだけの施策のようにも思われるが、かような事態に対しては如何なる対応を想定しているか明らかにされたい。</p>	<p>今回の制度改正による新たな規律である「LPガス事業者の変更を制限するような条件」を付した契約等の締結の禁止については、ガイドラインにおいて、契約の解除に際して高額な違約金や無償貸与契約の返金義務等の条件を設けることで、消費者によるLPガス事業者の変更を「不当に」阻害するような場合が問題となりうると示しており、LPガス事業者の変更を不当に阻害しない範囲での合理的な違約金等の設定自体は可能と考えます。また、不動産関係者がLPガス事業者の変更を繰り返す環境下においては、LPガス事業者が不動産関係者に利益供与を行うインセンティブは自ずと低下すると考えられます。従って、御指摘のような事態にはならないものと考えます。</p>
49	<p>問題となりうる行為について、「契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件を設けること」が挙げられているが、「長期間」とはどの程度の期間でしょうか。</p>	<p>違法性の判断に際しては、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することになりますが、ガイドラインでは、契約の解除を許容しない期間が、消費者によるLPガス事業者の変更を「不当に」阻害する場合は問題となりうると示しています。</p>
50	<p>「需要家からの小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること」クーリングオフ等も踏まえて、供給解除は現供給先</p>	<p>違法性の判断に際しては、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することになりますが、ガイドラインでは、契約の</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	に通知後、現状と同様に最低一週間はほしいものです	解除を許容しない期間が、消費者によるLPガス事業者の変更を「不当に」阻害するような場合は問題となりうると示しています。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
51	5 ページの「②契約の解除に関して、月々のLPガス料金に照らして高額な違約金規定や貸与設備等の買取条項や返金条項を設けること」について、「高額な違約金規定」や「貸与設備等の買取条項や返金条項」の漆黒の闇は、潜脱行為となった場合、実情が見え難いでしょうか。	ガイドラインでは、契約の解除に際して高額な違約金や無償貸与契約の返金義務等の条件を設けることで、消費者によるLPガス事業者の変更を「不当に」阻害するような場合は問題となりうると示しています。改正法令の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。今後、通報フォームに寄せられた情報や各種調査結果等を活用しながら、規制当局による立入検査等の取組や、関係省庁と連携した取組を進めるとともに、WG等の公開の場で商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続的に実施してまいります。
52	6 ページの「なお、消費者からのLPガス販売契約の解除や契約の自動的な更新を拒否する申し出に応じない、若しくはそれらの手続の方法を明示しないなど、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害する行為をすることは適切ではない。」について、「卸⇔小売店」間で、切替えを起こさせない阻害要因が存在するケースが少ない実態があります。	いただいた御意見は、今後の取り締まりや、市場監視・モニタリングの参考とさせていただきます。
53	解約の申し出を第三者に委任することを禁止する旨の条件を付した契約は、LPガス事業者の変更を制限する契約に入るのか？ (本人及び配偶者、2親等以内の親族、弁護士等の法律専門家、成年被後見人、賃貸集合住宅においては不動産管理会社程度に限定することを想定) また契約者本人に成り代わり、委任状により第三者が解約を申し出ることについて、契約者本人からの委任状であることを確認するため、委任状には実印を押印することと印鑑証明書の提出を求めることは、LPガス事業者の変更を制限する契約に入るのか？	違法性の判断に際しては、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することになりますが、ガイドラインを踏まえると、御指摘のLPガス販売契約の消費者からの解約の申し出を第三者に委任することを禁止する旨の条件や、委任状に印鑑証明書の添付を求める条件が、消費者によるLPガス事業者の変更を「不当に」阻害するような場合は問題となりうると考えられます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
54	<p>販売店が2・6号業務の対応継続が困難と判断したケースで、該当する一部顧客の承継を行い、その対価を継続的に支払うものを「供給権利金」とした場合、その名目は省令改正上、問題ないでしょうか。</p> <p>※販売店からLPガスを供給する権利を継承し、供給を販売店に代わり需要家に実施。その対価として「供給権利金」の契約を締結するもの</p>	<p>違法性の判断に際しては、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することになりますが、ガイドラインを踏まえると、御指摘の「供給権利金」がLPガス販売契約等の違約金に含まれるなどして高額となり、結果としてLPガス事業者の切替えを不当に阻害するような場合は問題となりうると考えられます。</p>
55	<p>対外的に説明可能な根拠とは何か、具体例を示すことがガイドラインとして必要である。</p>	<p>対外的に説明可能な根拠としては、都市ガスや電気など他の事業分野の事例等が考えられます。LPガス事業者においては、LPガスを巡る商取引とは関係のない第三者からも、当該取引条件等がLPガス事業者の切替えを不当に制限するものではなく妥当なものであると評価されるよう、説明責任を果たしていくことが求められます。</p>
56	<p>「LPガス事業者は、個々の契約等の条件について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、LPガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等、対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。」と記載されているが、第三者とは具体的に誰を指しているのでしょうか。また、今後新規のサービスメニュー等を検討するにあたり、過大か否かについて指導や回答をいただける機関はございますか。</p>	<p>第三者とは、LPガスを巡る商取引とは関係のない第三者のことであり、例えば有識者や規制当局が挙げられます。LPガス事業者においては、契約条項等が第三者から妥当であると評価されるよう、説明責任を果たしていくことが求められます。そのためにも、各事業者において独自に判断基準を定めておくことが、社内体制整備の一環としても有益と考えます。規制当局による調査や第三者によるモニタリング等では、LPガス事業者からの説明や考え方を聴取し、その妥当性や違法性を判断していくこととしています。</p>
57	<p>LPガス事業者登録店以外（悪質ブローカ）のガス切替訪問の苦情も増加しています。今回の取引適正の為、LPガス事業者以外の営業行為は禁止検討お願い致します。</p>	<p>御指摘の悪質ブローカによるガス切替訪問による契約獲得の対価として支払われる成功報酬がLPガス販売契約等の違約金に含まれるなどして高額となり、結果としてLPガス事業者の切替えを不当に制限するような場合は問題となりうると考えられます。いただいた御意見は、今後の取り締まりや、市場監視・モニタリングの参考とさせていただきます。</p>
58	<p>これまで、貯蔵容器を含む供給設備の管理責任はLPガス販売事業者が負担するもの</p>	<p>LPガス事業者には、法律で保安業務を行う義務が課されており、ガス配管の所有権</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>として、供給設備については、LPガス販売事業者が設置に係る費用を負担し、設備も所有してきました。そのコストはいわゆる基本料金の一部として、消費者にご負担をいただいております。設備を所有しているからこそ、緊急時あるいは設備に不具合が発生した時には、速やかな補修・入替え等の対応が出来てきたものと考えております。したがって、今回の改正におきましても、供給配管についてはLPガス販売事業者が負担することに問題はないと思料しております。今回の改正において、供給配管についても、建物所有者と配管所有者を一致させることが望ましいとされるのであれば、緊急時の対応等において建物所有者の経済的事実等の影響を受ける恐れもあると考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>が他者になったとしても、その義務に変わりはありません。</p>
59	<p>集合賃貸住宅の貸付配管は正常な商慣習において規制されるものと認識をしておりますが、配管の範囲について不明な点があります。保安上の区分においてはガスメーターまでは供給設備、ガスメーター出口からは消費設備ですが、集合住宅においてはガスメーターは各部屋ごと、その部屋の近くに設置されるケースが多いと考えられます。そのような場合、ガスメーターまでの供給設備の配管は建物内を通過して各部屋のガスメーターまで施工され、所謂建物に付随している状態と考えられますが、この部分の供給設備の配管が貸付可能であるかどうかは事業者により判断が分かれています様に見受けられますので、明確にするべきであると思えます。</p>	<p>いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった今回の制度見直しにより、一定の改善も期待される場所ですが、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害するものであることから、ガイドラインでは、望ましい行為として、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことを提示しています。</p> <p>なお、供給設備の配管であれ、消費設備の配管であれ、当該設備の貸与契約等に高額な違約金規定や当該設備の高額な買取条項等が含まれており、消費者によるLPガス事業者の選択を不当に阻害するような場合や、当該設備の貸与契約等が消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、問題となりうると思えます。</p>
60	<p>貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。という生ぬるい表現ではなく禁止すべき</p>	<p>いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった今回の制度見直しにより、一定の改善も期待される場所ですが、法令</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>上貸付配管を一律禁止とはしていません。このため、ガイドラインでは、望ましい行為として、貸付配管が消費者によるLPガス事業者の選択を阻害しうるものであることに鑑み、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことを提示しています。</p> <p>なお、当面の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後（2027年）を目途として、制度上の対応の要否を検討していくこととしています。</p>
61	<p>「貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。」を「貸付配管を行わない方向で取り組む。」にしていきたい。</p>	<p>いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった今回の制度見直しにより、一定の改善も期待される場所ですが、法令上貸付配管を一律禁止とはしていません。このため、ガイドラインでは、望ましい行為として、貸付配管が消費者によるLPガス事業者の選択を阻害しうるものであることに鑑み、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことを提示しています。</p> <p>なお、当面の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後（2027年）を目途として、制度上の対応の要否を検討していくこととしています。</p>
4. 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）		
62	<p>「LPガス料金」の解釈について、【基本料金+従量料金】の二部料金を指すのか【基本料金+従量料金+設備料金】の三部料金を指すのか明確化をお願いしたいです。</p>	<p>改正後の三部料金制の徹底に係る規律では、施行前に締結された既存のLPガス販売契約・施行後に締結される新規のLPガス販売契約ともに、LPガス料金を請求する場合は、基本料金・従量料金・設備料金の三部に分けて、その算定根拠を通知することを求めており、各料金に該当するものがなくても金額等を記載する必要があります。すなわち、基本料金と従量料金しか示</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		さない場合は、規律に反することになります。
63	<p>設備料金を計上していない場合でも検針票に設備料金0円と毎月必ず記載しなければならないのか？3部料金制の説明と設備料金0円と記載した料金表を新たに交付し、検針票には基本料金、従量料金のみの記載では違反となり罰則が適用されるのか？</p> <p>(設備貸与を行っていても客観的な根拠をもって設備料金を計上していないと説明できる場合や設備貸与がない賃貸住宅、戸建住宅を想定)</p>	<p>改正後の三部料金制の徹底に係る規律では、施行前に締結された既存のLPガス販売契約・施行後に締結される新規のLPガス販売契約ともに、LPガス料金を請求する場合は、基本料金・従量料金・設備料金の三部に分けて、その算定根拠を通知することを求めている。各料金に該当するものがなくても金額等を記載する必要があります。すなわち、基本料金と従量料金しか示さない場合は、規律に反することになります。御指摘のケースであっても、設備料金として「0円」又は「該当なし」と記載することが必要です。</p>
64	<p>3部制表現について、ガスの使用料が0m<sup>3</sup>などで基本料金のみ請求をする場合において、従量料金は0円と明記して消費者へ提示する必要がありますか？それとも基本料金まで明記して従量料金という文言自体は明記しなくても問題ありませんか？同様に基本料金を0円で従量単価のみでガス料金表の契約をしている場合、基本料金0円と明記する必要はないと思いますが明記しなくて問題ないでしょうか？</p>	<p>改正後の三部料金制の徹底に係る規律では、施行前に締結された既存のLPガス販売契約・施行後に締結される新規のLPガス販売契約ともに、LPガス料金を請求する場合は、基本料金・従量料金・設備料金の三部に分けて、その算定根拠を通知することを求めている。各料金に該当するものがなくても金額等を記載する必要があります。</p>
65	<p>6ページの「LPガス事業者は、…設備料金からなる三部料金に整理した上で、その算定根拠を通知しなければならない(設備費用の外出し表示)(液石法施行規則16条第15号の7)」について、現在の既存のお客様に対して、「戸建て住宅1料金表、賃貸集合住宅1料金表で行っている為、これを算定根拠として、『設備料金0円』は成立する」でしょうか。反対に、『設備料金0円』を根拠に、「設備貸与なし」→「切替えが生じた際に、残存精算なし」とならない様、文書通知を考えて居りますが、その様な対応は妥当でしょうか。</p>	<p>オーナー等に対する無償貸与等の有無を確認することなしに、戸建て住宅向けの料金表と賃貸集合住宅向けの料金表がそれぞれ一つであることのみをもって、設備料金を0円とする理由とすることは困難であると考えます。また、御指摘のように、設備料金が0円であることを根拠として、「設備貸与なし」→「切替えが生じた際に、残存精算なし」とならないよう文書通知すること自体は差し支えないと考えますが、そのようなケースでは、無償で設備貸与等を行っていると考えられます。そうした場合において設備料金を「0円」とすることは、設備貸与等に係る費用をLPガス料金に上乗せしていないことを説明できない限り、</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>三部料金制の徹底に係る規律に反する可能性があります。</p>
66	<p>改正規則施行前に取引を開始した賃貸集合住宅入居者にも三部料金制を適用しなければならないのでしょうか。賃貸集合住宅にて、部屋ごとに貸与設備に差異がある場合の設備料金は建物の貸与総額より算出し、各戸同一の設備料金で良いのでしょうか。</p> <p>「なお、2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約については、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されない」とありますが、締結済みの契約とは、入居者ごとの契約を指しているのでしょうか、若しくは物件ごとの無償貸与契約を指しているのでしょうか。</p>	<p>改正後の三部料金制の徹底に係る規律では、施行前に締結された既存のLPガス販売契約・施行後に締結される新規のLPガス販売契約ともに、LPガス料金を請求する場合は、基本料金・従量料金・設備料金の三部に分けて、その算定根拠を通知することを求めています。各料金に該当するものがなくても金額等を記載する必要があります。</p> <p>また、個々の料金において、どのように設備料金を計上するかについては、各社の判断事項となります。御指摘の「締結済みの契約」については、LPガス事業者と消費者たる入居者ごとの契約のこととなります。</p>
67	<p>ガイドライン3.(4)において賃貸集合住宅においては『請求書の記載に当たっては、三部料金にした上で、設備料金を「該当なし(又は0円)」とする必要がある。』と記載されています。また、改正規則では第16条第15号の8及び15号の9において、一般消費者等に対して、LPガスの消費と関係のない費用の請求と、賃貸集合住宅の所有者が負担すべき費用の請求を禁止しています。法令の求めに応じて、消費設備の貸与等に係る費用が発生した場合は、算定根拠を通知することは当然ですが、法令で禁止されている行為なのですから、ガイドライン3.(4)に記載されているような費用が設備料金に含まれるはずもなく、あえて「該当なし(又は0円)」とする必要まであるのでしょうか。LPガス販売店は、場合によってはシステムの改修が必要となります。必ず費用を投じてまでシステムの改修を行わなければならないかどうか見解をお示しくいただけますようお願いいたします。</p>	<p>改正後の三部料金制の徹底に係る規律では、施行前に締結された既存のLPガス販売契約・施行後に締結される新規のLPガス販売契約ともに、LPガス料金を請求する場合は、基本料金・従量料金・設備料金の三部に分けて、その算定根拠を通知することを求めています。各料金に該当するものがなくても金額等を記載する必要があります。</p> <p>三部料金制の徹底に係る規律は、不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨で設けられたものであり、その観点から、設備料金を計上していない場合であっても「該当なし(又は0円)」と明記することを求めています。</p>
68	<p>改正省令施行時点における消費者とのLPガス販売契約(既存契約)においては、</p>	<p>改正後の三部料金制の徹底に係る規律の施行前(2025年4月2日より前)に締結</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>「LPガス消費と関係のない設備費用」を「設備料金」として『外だし表示』するとの説明があります。また、ガイドラインにも『外だし表示』の取り扱いについて記載がありますが、既存契約においては、仮に「LPガス消費と関係のない設備費用」を請求する場合、「設備料金」として算定根拠等を記載して請求する行為を『外だし表示』と言うのでしょうか。そうだとすると、規則の解釈における、「①設備料金」＝「②消費設備の貸与等に係る費用」＝「③消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用」と整合性がとれないように思いますので分かりやすく整理していただきますようお願いいたします。</p> <p>あわせて、規則第16条第15号の8及び15号の9の改正省令が適用されない既存契約に基づいてお客様に対し「LPガス消費と関係のない設備費用」を請求する場合、現行（改正前）の通達が適用されると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>された既存のLPガス販売契約においては、計上禁止に係る規律は適用されないため、LPガス料金にLPガス消費と関係ない設備費用が含まれる場合は、当該費用を設備料金として外だし表示する必要があります。</p> <p>改正後の液化石油ガス法令において、「①設備料金」、「②消費設備の貸与等に係る費用」、「③消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用」の3つの用語は、同じ意味で用いられていますが、既存のLPガス販売契約については経過措置が適用されるため、LPガス消費とは関係ない設備費用を設備料金に含めることは許容されます。</p>
69	<p>現在2部料金制で集合住宅の基本料金が戸建住宅の基本料金より高い事業者はその差額分を設備費として外だしして、法に則し中止していくのが正しいものかと考えます。</p> <p>また集合住宅と戸建住宅の基本料金の違いが許容されるとするならば、それはどのようなケースが考えられますか。</p>	<p>集合住宅と戸建住宅の基本料金の違いについては、一義的には、LPガス事業者において説明責任を果たしていくことが求められるものであり、規制当局による調査や第三者によるモニタリング等では、LPガス事業者からの説明や考え方を聴取し、その妥当性を判断していくことが適切と考えます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取り締まりや市場監視・モニタリングの参考とさせていただきます。</p>
70	<p>「エアコンやインターホン等、ガス消費とは関係ない設備費用をLPガス料金に計上してはならない」は、「エアコンやインターホン等、ガス消費とは関係ない設備費用は、当該住宅のオーナー等が負担すべきであり、LPガス料金に計上してはならない」とする。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえて検討いたしました。例えば、リース会社が消費者と設備のリース契約を直接締結する等のかたちも考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
71	<p>以前ガス漏れ報知機で月数百円とられた。全世帯にすればちりも積もればで相当な額となるとおもわれる。ガス漏れ報知機も禁止してもらいたい</p>	<p>ガス漏れ警報器については、戸建て住宅の場合は、LP ガス器具等 LP ガスを消費する場合に用いられるものとして設備料金に含めるというのが一義的な整理となります。賃貸集合住宅の場合は、改正後の施行規則第 16 条第 15 号の 9 のただし書きに基づき、消費者と設備貸与等に係る費用負担方法について合意がある場合であれば、LP ガス料金の設備料金として請求することは許容されます。</p>
72	<p>戸建ての貸付を止める方向にすると、ただでさえ高齢化によりお客が減少するなか、LP ガスを扱う中小企業は、このままでは以前と同じように都市ガスやオール電化に流れる傾向があるのではないかと懸念がある。戸建住宅において、建築、顧客、LP ガス事業者が合意のもとに結んだ貸与契約に対し、解約時の給湯器未償却分の支払いを求める事が出来ないのはいささか疑問が残る。基本裁判になった場合に勝つことは無いにしても良識の範囲内での未償却分を請求する事自体は認めるべきである。世の中ゼッチができる富裕層だけが家を建てるわけではない。あくまで建売は除くべきだが、一般の戸建住宅の施主に選択肢を与える一つに貸付配管と給湯器貸与は顧客説明がある事を条件に残すべきだと思う。</p>	<p>三部料金制の徹底に係る規律の施行時点（2025 年 4 月 2 日時点）における LP ガス販売契約（既存契約）に係る料金については、投資回収等の影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止されません。また、改正後の三部料金制の徹底に係る規律では、戸建て住宅の場合など、建物所有者と LP ガスの消費者が同一であれば、LP ガス料金に LP ガス消費に係る設備費用を設備料金として計上することは認められます。なお、いわゆる「貸付配管」については、消費者による LP ガス事業者の選択機会を阻害しうるものであることに鑑み、ガイドラインでは、望ましい行為として、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことを提示しています。当面の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてはモニタリングを継続し、例えば 3 年後（2027 年）を目途として、制度上の対応の可否を検討していくこととしています。</p>
73	<p>6 ページの「さらに、…当該住宅のオーナー等が、ガス配管(消費配管)、給湯器、エアコン等の設備を設置する場合、それらの費用は家賃として回収されるべきものであり、…」について、オーナーに説明し、賛同頂けたとして、不動産管理業者へ『家賃として回収されるべきもの』と説明すると、越権行為に思われる事があります。国</p>	<p>今回の制度改正の実効性を確保するためには、御指摘のオーナー等不動産関係業界の理解向上に向けた取組が不可欠であると考えており、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。御指摘の不動産業界への働きかけについて、令和 6 年 5 月 17 日付け文書により、国土交通省から不動産関係団体等に対して、LP ガス事業者に対し液石法に係る規</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>土交通省管轄の事業者への周知徹底をお願いします。</p>	<p>律違反に該当する行為を求める行為はコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえることからそうした行為を行わないこと等を周知しています。また、改正後の施行規則第16条第15号の9においては、賃貸物件においては、ガス消費設備等に係る費用は、建物所有者が本来負担すべきものであり、当該費用をLPガス料金として請求しないことが定められています。</p> <p>国土交通省からの文書  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/pdf/009_05_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/pdf/009_05_00.pdf</a> や、施行規則等の記載内容も示しながら、説明・交渉を行って頂ければと思います。</p> <p>なお、懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム  <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html</a></p> <p>に個別具体的に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、関係省庁とも連携しつつ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けた環境整備に取り組んでまいります。</p>
74	<p>三部料金制の実施に向けた検討を進めておりますが、実際の消費者への請求にあたっては、三部料金に整理し、その算定根拠を通知しなければならない（設備費用の外出し表示）とされています。算定根拠を明示するにあたっては、少なくとも設備費用の対象となる物件等（無償で貸与している機器、費用負担をしている内容=W i F i 費用等）の明細を示す必要があると考えられます。しかしながらこれらの機器、サービス等については、集合住宅等のオーナーと消費者間の住居あるいは居室の賃貸借契約においては、付帯する設備・サービスとなっていると考えられます。LPガス販売事業者からの転貸であってもオーナー等が自</p>	<p>今回の制度改正の実効性を確保するためには、御指摘のオーナー等不動産関係業界の理解向上に向けた取組が不可欠であると考えており、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。</p> <p>御指摘の不動産業界への働きかけについて、令和6年5月17日付け文書により、国土交通省から不動産関係団体等に対して、LPガス事業者に対し液石法に係る規律違反に該当する行為を求める行為はコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえることからそうした行為を行わないこと等を周知しています。国土交通省からの文書  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/ene">https://www.meti.go.jp/shingikai/ene</a></p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>己のものとして消費者に貸与することは、現行法制上は何ら問題ないものと思料されます。したがって、三部料金制の根拠として対象となる機器・サービスをLPガス販売事業者が明示することについて、オーナー、住宅管理会社等からの強い反発、抵抗（表示の撤回を求められる等）を受けることが想定されます。また、三部料金制の実行により、消費者とオーナーあるいは賃貸を仲介する事業者との間での紛争を惹起することも危惧されます。三部料金制の実行へのオーナー、住宅管理会社、賃貸仲介事業者等の理解の醸成と、今後考えられる影響等についての啓発をお願いいたします。</p>	<p><a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpg_ass_tsuhoform/index.html">cho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/pdf/009_05_00.pdf</a>) や、施行規則等の記載内容も示しながら、説明・交渉を行って頂ければと思います。</p> <p>なお、懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム (<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpg_ass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpg_ass_tsuhoform/index.html</a>) に個別具体的に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、関係省庁とも連携しつつ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けた環境整備に取り組んでまいります。</p>
75	<p>6 ページの「また、エアコンやインターホン等、…計上してはならない(液石法施行規則第 16 条第 15 号の 8)。」について、率先した潜脱行為があり、「液石法」と「民法上の契約書の効力」とどちらが強いでしょうか。商慣行是正に向けた取り組み宣言を真面目に行った事業者が、省令改正公布後も被害に遭い、この切替を行った事業者は、最初から『オーナーを騙すつもりで詐欺行為』だったのか、『特殊な契約内容で、液石法より効力がある』のか、潜脱行為の遣り方がとても気になります。</p>	<p>改正省令の施行前（2024 年 7 月 2 日より前）に締結された無償貸与契約やフリーメンテナンス契約等については、過大な営業行為に係る規律は遡って適用はされませんが、施行後に契約が更新された場合は、新規契約という扱いになるため、過大な営業行為に係る規制の対象となります。また、当該契約に係る費用については、消費者が負担する LP ガス料金で回収するものと考えられるため、客観的な根拠でもって設備貸与等に係る費用を LP ガス料金に上乗せしていないと説明できない限り、三部料金制の徹底に係る規律に反する可能性があります。</p> <p>取組宣言を行った LP ガス事業者の顧客に対する過大な利益供与による駆け込み営業については、改革に向けた機運に水を差す行為として看過できるものではありません。これまでも、令和 6 年 1 月 23 日付け文書により、経済産業省から全国 LP ガス協会に対しては、そうした営業行為を行わないことを要請するとともに、当該文書を公表しているところです。また、改正省令が公布された令和 6 年 4 月 2 日以降も駆け込み的な営業行為（過大な利益供与等）を続けているとの情報提供のあった事業者</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>に対しては、ヒアリングを実施し事実関係とともに社内体制の再確認を要請する等、個別にも対処してきているところです。今後懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム</p> <p>(<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html</a>)</p> <p>に個別具体的に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。</p>
76	<p>三部料金にした上で、設備料金を「該当なし（又は0円）」とする必要があるとなっておりますが、ただし書きの通り、消費者と合意がある場合、その限りでないとなります。エアコンを無償貸与している賃貸住宅で、2025年4月3日以降に入居した一般消費者とガス販売契約を締結する場合、三部料金として設備料金を請求することは可能なのでしょうか。（計上してはならないと読み取れる）</p>	<p>改正後の三部料金制の徹底にかかる規律の施行後（2025年4月2日以降）に消費者と締結するLPガス販売契約については、エアコン等、LPガス消費とは関係のない設備費用をLPガス料金として上乗せして請求することは禁止されます。</p> <p>御指摘の施行規則第16条第15号の9のただし書きは、賃貸物件におけるLPガス消費設備の貸与費用等であって、当該費用の負担方法について消費者と合意がある場合であれば、賃貸物件ではない場合と同様に、当該費用をLPガス料金に含めて設備料金として請求することを許容するものですが、当該費用にエアコン等LPガス消費とは関係のない設備費用は含まれません。</p>
77	<p>賃貸集合物件における三部料金の項目で解釈を伺いたい。施行後にガス会社に変更になるケースにおいて、現ガス会社は設備使用量0円で運用しているが、切替時の設備買取条項にガス消費設備の明記がなされている。この場合、新ガス会社は買取ったガス消費設備を三部料金の設備使用料として外出ししなければならない為、入居者へ説明がつかない。設備使用料0円イコール現ガス会社からの買取を拒否できるのか、もしくは買取らなければならない場合、施行後の賃貸集合物件においては設備使用料は計上禁止だがどう対応すればよいのか？設</p>	<p>三部料金制の徹底に係る規律の施行後は、消費者が負担するLPガス料金に設備料金が含まれていない（0円）場合は、賃貸集合住宅のオーナー等に対して無償で設備貸与を行っていないと考えられ、LPガス事業者の切替え時に設備買取が求められることはないと考えられます。</p> <p>仮に既存のガス会社がオーナー等に無償で設備貸与を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収すると考えられるため、客観的な根拠でもって上乗せしていない（設備料金は0円）と説明できるようにしておく必要があります、</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	備使用料0円として設備貸与契約には買取ったガス消費設備を計上してもいいのか？	その上で、設備貸与に係る契約や設備等を既存のガス会社から新会社が引き継ぐ場合において、当該設備に係る買取価格をどうするかについては、基本的には民衆の協議に委ねられるものと考えますが、当該買取に係る費用負担が消費者との契約確保を目的として過大となる場合や、当該買取に係る費用がLPガス販売契約等の違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを制限するような場合には、過大な営業行為の規律との関係で問題となりうると考えられます。また、三部料金制の徹底に係る規律との関係においても、当該規律の施行後は、LPガス料金として設備費用の計上は原則禁止となるため、設備費用を請求することは規制されます。
78	3部料金制で設備料金が該当なし、0円の場合、設備の料金が0円なので他のガス会社に切り替えられた場合0円で供給設備も含め全て持っていかれるという情報があるがそれは違うと思います。ガス会社がオーナーと貸し付けで契約しているならあくまでも所有はガス会社である。それを0円だからと無償で持っていかれるなど考えられない。法外な値段を提示するのは違うと思いますが財産なので適正に取引されるべきと考えますのでその部分も明示するべきだと思います。よく償却済みでしようと思うが、世の中償却した物はすべて0円でしょう？これから利益を生む商売道具を0円で引き渡せというのは無理です。	三部料金制の徹底に係る規律の施行後は、消費者が負担するLPガス料金に設備料金が含まれていない(0円)場合は、賃貸集合住宅のオーナー等に対して無償で設備貸与を行っていないと考えられ、LPガス事業者の切替え時に設備買取が求められることはないと考えられます。仮に既存のガス会社がオーナー等に無償で設備貸与を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収すると考えられるため、客観的な根拠でもって上乗せしていない(設備料金は0円)と説明できるようにしておく必要があります。その上で、設備貸与に係る契約や設備等を既存のガス会社から新会社が引き継ぐ場合において、当該設備に係る買取価格をどうするかについては、基本的には民衆の協議に委ねられるものと考えます。
79	いわゆるメンテフリーですが、賃貸のオーナーと契約書を交わしている。入居者からは設備料を取っていないので入居者と設備料の契約はしていない。ですから入居者が変わって新規からダメですよと言われても金銭を取っていないので変わらない。ガス業界自主的に無くしていく、努力、期待し	賃貸集合住宅のオーナーに対して設備貸与を行いメンテナンスフリーとする場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収すると考えられるため、客観的な根拠でもって上乗せしていないと説明できない限り、三部料金制の徹底に係る規律に反する可能性があります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>ていく等、抽象的でこの法律変更に効力があるのか疑わしい。オーナーにすでに契約済の賃貸もやめますと言っても契約書があるからと断られたら無理なのではないでしょうか？逆に契約違反で提訴されるのではないか？オーナーと合意できない賃貸は継続するしかない。その契約も破棄できる法律変更で無いと意味が無いのではないか。</p>	<p>また、改正省令の施行前（2024年7月2日より前）に締結されたフリーメンテナンス契約について、過大な営業行為に係る規律は遡って適用はされませんが、当該契約に係る費用については、消費者が負担するLPガス料金で回収するものと考えられるため、客観的な根拠でもってLPガス料金に上乗せしていないと説明できない限り、三部料金制の徹底に係る規律に反する可能性があります。</p> <p>なお、過去に行われた過大な営業行為であったとしても、それがLPガスの消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした契約等については今後見直していくことが望ましいと考えます。</p> <p>また、令和6年5月17日付け文書により、国土交通省から不動産関係団体等に対して、LPガス事業者に対し液石法に係る規律違反に該当する行為を求めることはコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえることからそうした行為を行わないこと等を周知しています。国土交通省からの文書</p> <p>(<a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/ekika_sekiryu/pdf/009_05_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/ekika_sekiryu/pdf/009_05_00.pdf</a>) や、施行規則やガイドライン等の記載内容も示しながら、オーナー等荷に対する説明・交渉を行って頂ければと思います。</p> <p>今後懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム</p> <p>(<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html</a>)</p> <p>に個別具体的に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。</p>
80	「LPガス料金への上乗せ計上禁止」について、解釈によっては設備料金として徴収	改正後の三部料金制の徹底に係る規律では、戸建て住宅の場合など、建物所有者と

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	する形（無償でなければ）にすれば貸与をしてもよいと捉えることができます。	LP ガスの消費者が同一であれば、LP ガス料金に LP ガス消費に係る設備費用を設備料金として計上することは認められます。
81	既存の契約にて、無償で設備貸与を行っている場合は、客観的な根拠でもって上乗せしていないと説明できない限り、「設備費用なし」とはできず、外出し表示すること等が求められるが、設備以外での利益供与をしている場合、例えば施行前に払った紹介料や、施行前の契約により定期的に払い続けている紹介料については、表示しなくてもよい、となるのか。それとも「設備費用」の名称で三部料金制の範囲内で表示を徹底すべきなのか。三部料金制の範囲外での表示が必要となるのか。	定期的に払い続けている紹介料等、金銭的な利益の提供については、正常な商慣習を超えた利益供与ではない等、対外的に根拠をもって説明できない限り、過大な営業行為の制限に係る規律に反する可能性があります。ガイドラインでは、問題となりうる行為の考え方として、定期的に払い続けている継続的な利益供与行為については、LP ガス事業者の切替えを長期にわたって阻害する効果を有することを留意点として示しているところです。
82	3. 取引適正化に向けた指針（4）三部料金制の徹底（設備費用の外だし表示・計上禁止）について、LP ガス料金に設備費用が含まれていない（設備料金を該当なし又は0円）とする場合、客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要があるとあるが、新制度に対応した料金への移行を実効性あるものにするために、定期的に調査を行ってください。	いただいた御意見も踏まえ、規制当局による調査や第三者によるモニタリング等で LP ガス事業者からの説明や考え方を聴取し、その妥当性について議論しつつ、新制度に対応した料金への移行を促していく等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。
83	「特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備貸与等を行っている場合、消費者が負担する LP ガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要がある。」との記載があるが、ここでいう「設備貸与等」の「等」には何が含まれるかが明確ではない。例えば、オーナー等に対する紹介料については、広い意味では「消費者が負担する LP ガス料金でその費用を回収していると考えられる」とも捉えられるが、「設備料金」、「設備費用」とは言えないことから、「設備貸与等」の「等」に含まれないと考えるが、その理解で差し支えないか。	御指摘の「設備貸与等」の「等」には、消費設備の割賦販売やフリーメンテナンス、消費配管の敷設等、貸与に限らない行為全般が含まれます。オーナー等に対する紹介料支払いなどの金銭的な利益供与については、正常な商慣習を超えた利益供与ではない等、対外的に根拠をもって説明できない限り、過大な営業行為の制限に係る規律に反する可能性があります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
84	<p>「LP ガス料金に設備費用が含まれていない（設備料金を該当しない又は0円）とする場合、客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要がある。」を「LP ガス料金に設備費用が含まれる場合」に変更してもらいたい。</p> <p>理由 0円は無（ム）なので無いものに根拠を付けるより設備料金を請求する場合の根拠をしっかりと行わなければならないのではと感じます。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえて検討いたしました。三部料金制の徹底に係る規律は、不透明で高いと指摘されているLP ガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨から設けられたものである点を踏まえると、当該規律の実効性を確保するためにも、オーナー等に対して無償で設備貸与等を行っている場合であってLP ガス料金に設備費用が含まれていない（設備料金を該当なし又は0円）とする場合は特に、その根拠を確認する必要性は高いため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
85	<p>2024年7月2日以前の無償貸与契約は既存契約として、過大な営業行為の制限の規律の対象外だが、三部料金制の規律は、2025年4月2日以降規制されるため、設備料金として外出し表示をする必要がある。ここで、2025年4月2日以降に入居者が変わり、LP ガス販売契約を新規締結した場合、この入居者には、エアコン等ガス消費と関係のない設備費用の計上が禁止され、また、賃貸のためガス消費設備費用も禁止され、LP ガス販売事業者は投資回収ができない。一義的には、オーナー等に対し残存簿価での買い取りを請求すべきであるが、それに応じるオーナー等は皆無である。結果的にLP ガス販売事業者が、無償貸与を続けるしかないが、新規入居者への費用計上もできず、泣きを見るのはLP ガス販売事業者だけである。2024年7月2日以前の無償貸与契約は既存契約である以上、2025年4月2日以降の新規入居者に対しても費用計上できるようにしていただきたい。</p>	<p>三部料金制の徹底に係る規律の施行時点（2025年4月2日時点）で締結済みのLP ガス販売契約（既存契約）に係る料金については、御指摘の投資回収等の影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止していませんが、施行後に締結又は更新するLP ガス販売契約（新規契約）に係る料金については、LP ガス料金としての費用回収のあり方を適正化していく観点から、設備貸与等に係る費用をLP ガス料金に含めることは禁止されます。</p> <p>なお、令和6年5月17日付け文書により、国土交通省から不動産関係団体等に対して、LP ガス事業者に対し液石法に係る規律違反に該当する行為を求める行為はコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえることからそうした行為を行わないことや、LP ガス事業者からの三部料金制に関する施行に向けた相談があった場合には対応すること等を周知しています。また、改正後の施行規則第16条第15号の9においては、賃貸物件においては、ガス消費設備等に係る費用は、建物所有者が本来負担すべきものであり、当該費用をLP ガス料金として請求しないことが定められています。国土交通省からの文書</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/ekika_sek">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/ekika_sek</a></p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<a href="#">iyu/pdf/009_05_00.pdf</a> ) や、施行規則等の記載内容も示しながら、説明・交渉を行って頂ければと思います。
86	<p>最後のところで「なお、2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約については、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないが」という経過措置の表現について、「4月2日前の契約なら2部料金制のままでOK」と受け止められないでしょうか？「4月2日からは三部料金が義務付けられる」ことを和らげてしまうことになりかねないような気がします。「過大な営業行為、いわゆる無償貸与は本年7月2日以降は禁止するもそれ以前の契約は訴求しない、ただし三部料金制移行後は外出し表示必須」との兼ね合いからも、三部料金制の経過措置は不要だと思いますし、経過措置を入れるのであれば、「4月2日以降の三部料金制の徹底、設備費用の外出し表示は必須」であることを強調すべきだと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約については、設備費用の外出し表示が求められる一方で、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されない」と修正させていただきます。</p>
87	<p>「3年以内に見直す」など時期を明記しなければ、既存契約の消費者利益は守られないことから、「早期に見直していくことが望ましい」に時期を明記する。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえて検討いたしました。現時点で見直し期限を明記することは困難であり、原案のとおりとさせていただきます。今後、公開モニタリングの場等において議論していければと思います。</p>
88	<p>資源エネルギー庁で定期的の実態調査を行い、新制度に対応した料金に移行しているのかを公表すべきです。進捗の度合いが著しく低い場合には移行を促進できるよう指針を改めるべきなどの対応を速やかに取るべきです。併せて持ち家の場合は賃貸住宅と異なり、定期的な契約見直しの機会はなく、消費者が不利益を被るようなLPガス契約が行われていることを懸念します。賃貸、持ち家を問わず、LPガス利用者に契約内容の確認などの注意喚起を行い、併せて事業者にも働きかけてください。</p>	<p>今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、今後、事業者の取組状況等を把握しながら必要な取組を進めてまいります。いただいた御意見は参考にさせていただきます。</p>
89	<p>3部料金制の過渡期的措置に関し、既存契約居住者の申し出に対するLPガス事業者</p>	<p>いただいた御意見を踏まえて検討いたしました。現時点で御指摘の内容を盛り込む</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>の対応を盛り込むこと。</p> <p>①同一物件での混在に対し、(契約書の受領が判別できない)居住者がわかるように請求書(業界全体の統一的ひな型掲載が望ましい)に新か旧(改正省令施行前の契約の判別)を記載すること。</p> <p>②新制度に対応した料金へ早期に見直すことの期限を既存居住者の次回賃貸契約の更新時までと明示すること。併せて、その際、切替前と切替後の料金について、客観的な根拠に基づき、既存居住者に対しわかりやすく説明することを義務付けること。</p>	<p>ことは困難であり、原案のとおりとさせていただきます。今後、公開モニタリングの場等において議論していければと思います。いただいた御意見は参考にさせていただきます。</p>
90	<p>ニュース等で「賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止」の一文や「上乗せ禁止」という表現が見出しで使われたり、一部ガス会社のホームページ内の取り組み宣言でも、「賃貸住宅向けLPガス料金において、設備費用をLPガス料金に計上しません」等と書かれています。ですが、一般消費者からすれば、表示、計上、上乗せ、はどれも似た言葉であり、「新規・既存を問わず、賃貸住宅では設備料金を記載する事が完全に禁止、廃止される」と誤解されかねない状態だと思われまます。例えば、設備貸与がある賃貸住宅において、既存契約は計上禁止に係る規律は適用されないが、外出し表示の徹底は適用されるので、むしろ、4月までに新しく「設備料〇〇円」と請求書に記載する等の対応が考えられますが、「請求書に設備料を表示する(⇒計上する)会社は違反している。表示しない(又は0円とする)会社の方が計上禁止を守っている」と誤解されるのではないのでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見も参考にしつつ、今回の制度改正の内容を消費者が正しく理解できるよう、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。</p>
91	<p>改正省令第16条第15の9では「一般消費者等との間で～負担方法について合意があればこの限りではない」とありますが、合意を得ようとしても、「禁止されているはずの計上を、ガス会社が勧誘してきた」と思われかねません。「計上禁止」の言葉が</p>	<p>いただいた御意見も参考にしつつ、今回の制度改正の内容を消費者が正しく理解できるよう、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	一人歩きしないよう、十分な補足をするか、表現を考慮して欲しいです。(新規契約における合意なき計上禁止、など)	
92	LP ガスが消費者から選ばれるエネルギーとなるため、料金透明化は避けて通れない最大の問題だと思えます。いわゆる無償貸与や貸付配管は結果的に消費者の不利益に、つながっているものと思われます。戸建て住宅と集合住宅（賃貸住宅）で、料金が異なることは、おかしなことに思えます。標準的な料金メニューが異なる場合は、それぞれの料金メニューの公表とありますが、三部料金制で戸建て住宅と集合住宅で、料金の違う明確な根拠を説明できるのでしょうか。地域や供給条件の違いによってコストが異なることはあります。契約するプランや契約期間に応じて料金が異なることはあります。しかしながら、一般的には同一地域同一料金でなければ、消費者からの信頼は、得られないのではないのでしょうか。今後、より一層の見直しを期待しております。	集合住宅と戸建住宅の料金の違いについては、一義的には、LP ガス事業者において説明責任を果たしていくことが求められるものと考えます。いただいた御意見は、今後の市場監視・モニタリングの参考とさせていただきます。
5. その他の御意見		
93	ガイドラインの実効性が大変期待できる内容であることから、今回とりまとめられた指針の一日も早い施行を強く要請します。	賛成の御意見として承りました。
94	全社が今回の改正の趣旨に理解を示し無償貸与の撤廃に取り組めば色々な状況を想定する必要はないが、基準が曖昧であることを利用して顧客を獲得しようとする会社が出てくることは、駆け込み営業を行う会社がいたことから明白である。ここまでの状況を見ると顧客を増やしたのは駆け込み営業を行った会社であり、営業や無償貸与を自粛した会社は顧客を減らしたのが事実である。今回の改正が駆け込み営業を行うような会社の後押しになっている面もあり、多くの会社が損害を被っていることについてどう対処していくのか。最近色々なところで見ると、聞くことのある言葉が「正直者はバカを見る」である。	懸念される行為に接した場合は、LP ガス商慣行通報フォーム ( <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpg_ass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpg_ass_tsuhoform/index.html</a> ) に個別具体的に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。 なお、ご指摘の駆け込み営業行為に関しては、令和6年1月23日付け文書により、経済産業省から全国LP ガス協会に対しては、そうした営業行為を行わないことを要請するとともに、当該文書を公表している

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>ところでは、また、改正省令が公布された令和6年4月2日以降も駆け込み的な営業行為（過大な利益供与等）を続けているとの情報提供のあった事業者に対しては、ヒアリングを実施し事実関係とともに社内体制の再確認を要請する等、個別にも対処してきているところです。そうした中で、今後は駆け込み営業行為は行わない方針を決定し社内に周知を図る事例もでてきていますが、いずれにせよ、通報フォームに寄せられた情報等をもとに、厳正に対処してまいります。</p>
95	<p>LPガスの取引の実態や消費者との取引を巡るトラブルの発生状況を集約するための「LPガス商慣行通報フォーム」は消費者・事業者問わず、匿名でも情報を受け付けていますが、広く知られていません。</p> <p>「通報フォーム」の存在と活用について、広報を強め、周知徹底してください。資源エネルギー庁として、「通報フォーム」で集約した情報をいち早く分析し、問題点を明らかにするとともに、該当の事業者に改善を働きかけるべきです。特に多発する事例や消費者の被る不利益が甚だしい事例については、急ぎ対応するとともに、ガイドライン見直しに反映してください。併せて、「通報フォーム」で集約した情報を定期的に公表して、資源エネルギー庁として政策に反映するとともに、事業者に改善を求めてください。</p>	<p>今後、通報フォームに寄せられた情報や各種調査結果等を活用しながら、規制当局による立入検査等の取組や、関係省庁と連携した取組を進めるとともに、WG等の公開の場で商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続的に実施してまいります。また、その場での議論や、個別事案の判断事例の積み重ね状況等も踏まえ、適時適切にガイドラインを見直してまいります。いただいた御意見は参考にさせていただきます。</p>
96	<p>賃貸の案にたいしては、24年7月以降の締結した貸与分に関してガス事業者間や大家が支払う義務が無いようになっているが、現実問題この法令がでた事により、過去に大手ガス屋の卑劣な営業を阻止する為に大家に伝えたサービス『給湯器貸与、エアコン貸与』は入居者がいたらとか、10年経ったら随時行いますと伝えていたアパートがありその約束を守る為に6月中に契約を結ぶように動いている。法改正の内容が曖昧であったなかで、短期間でこれを行</p>	<p>今回の制度改正は、LPガス事業者による過大な利益供与行為が、不透明で高額なLPガス料金請求等の消費者問題の要因となっていることを踏まえ、そうした利益供与行為を規律することとしたものです。なお、当該規律の施行前（2024年7月2日より前）に貸与等にかかる契約を結んだとしても、三部料金制の徹底に係る規律の施行後（2025年4月2日以降）は、LPガス料金を請求する際には設備費用を設備料金として外出し表示することが求められ、</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	う事自体が不可能であり更には金銭的にも負担がかかる。	また、新規のLPガス販売契約に係る料金においては、設備費用を計上することは禁止されるため、LPガス料金として貸与等に係る費用を回収することはできなくなります。
97	今回の規則では不動産業界、オーナー、LPガスを使う個人には罰則規定がないので、すべてに罰則規定をもうけるべき。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム ( <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html</a> ) に個別具体的に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。
98	商慣行の是正には、LPガス販売事業者だけでなく、賃貸住宅のオーナー、不動産事業者、建設事業者に対する規制が必要である。国交省において、罰則を伴う法令改正を早急にしていただきたい。国交省や関係団体への協力依頼では不十分である。	今回の制度改正の実効性を確保するためには、御指摘のオーナー等不動産関係業界の理解向上に向けた取組が不可欠であると考えており、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。懸念される行為に接した場合は、LPガス商慣行通報フォーム ( <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html</a> ) に個別具体的に情報をお寄せ頂ければと思います。いただいた情報等も踏まえ、厳正に対処してまいります。また、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。
99	利益供与行為、貸付配管などの既存契約の扱いについて、既存契約を今回の改正内容に則り、オーナー・管理会社に契約の精算または買い取りにした場合、契約解除による違約金・損害賠償を被る又は訴訟された際、行政当局による和解への仲介・斡旋をお願いしたい。	令和6年5月17日付け文書により、国土交通省から不動産関係団体等に対して、LPガス事業者に対し液石法に係る規律違反に該当する行為を求める行為はコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえることからそうした行為を行わないことや、LPガス事業者からの三部料金制に関する施行に向けた相談があった場合には対

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>応すること等を周知しています。また、改正後の施行規則第16条第15号の9においては、賃貸物件においては、ガス消費設備等に係る費用は、建物所有者が本来負担すべきものであり、当該費用をLPガス料金として請求しないことが定められています。国土交通省からの文書  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/pdf/009_05_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/pdf/009_05_00.pdf</a>）や、施行規則等の記載内容も示しながら、説明・交渉を行って頂ければと思います。</p>
100	<p>賃貸住宅は、集合住宅に限らず戸建ても存在する。また集合住宅に於いて建物所有者も同集合住宅に入居している場合もある。よって建物所有者とLPガスを消費する者の棲み分けが、必要と思われる。以下に、用語の案を記載したが、用語については注釈も含め議論されたし。</p> <p>賃貸住宅：戸建て・集合問わず、建物所有者が入居する室（住まい）は除き建物所有者とLPガスを消費する者（入居者）が異なる住宅。</p> <p>分譲住宅：戸建て・集合問わず、建物所有者(集合住宅における室を含む)とLPガスを消費する者（入居者）が一致する住宅。</p>	<p>建物の所有者とLPガス消費者の様々な関係を網羅的に表現するため、改正後の施行規則では、液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが「異なる場合」又は「同一である場合」と整理しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
101	<p>消費者が改正制度を遵守する事業者を選択できるよう、経産省（エネ庁）HPを含めて、自己適合宣言を行った事業者を広く紹介してください。また、改正された省令・ガイドラインが順守されるよう、監視指導体制の強化に必要な措置（適切な人員配置、予算計上、地方行政に対する周知等）を行ってください。</p>	<p>WG 中間とりまとめにも記載されており、宣言内容と実際の行為や体制に整合がとれているかどうかは論点となりうるとともに、資源エネルギー庁のHPに宣言内容をそのまま掲載することで「お墨付き」として悪用されることへの懸念も指摘されているところです。今後、公開モニタリング等の場において各社の宣言内容を確認しながら、公表のあり方を検討していければと考えています。</p> <p>監視・執行体制については、例えば本年5月に自治体担当者向けの説明会を集中的に実施する等の取組を進めているところ、引</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		き続き体制強化に向けて取り組んでまいります。
102	(1) 標準的な料金メニュー等の公表について、「集合住宅」と記載されているが、以下の(2)以降は「賃貸集合住宅」と記載されているため、どのような使い分けを行っているのか、明らかでないので修正すべきである。	両者に違いはありませんので、御意見を踏まえ、(1)の本文について、「 <u>賃貸</u> 集合住宅」に修正させていただきます。
103	(1) 標準的な料金メニュー等の公表について、今回の改正箇所ではありませんが、「標準的な料金メニュー(例えば、LPガスの一定使用量ごとに発生する料金や使用量に係わらず発生する基本的な料金等)」のカッコ内に「設備費用を除く」を追記する。	例えば消費者が所有する戸建て住宅に係るLPガス料金においては、ガス消費に関する設備費用を計上することは許容されるため、原案のとおりとさせていただきます。
104	(1) 標準的な料金メニュー等の公表について、今回の改正箇所ではありませんが、従量制の定義からすれば、同一事業者で「従量単価がそれぞれで異なる」ことは、あってはならないため、「従量単価がそれぞれで異なる場合は」は、「従量単価については」とする。	いただいた御意見を踏まえて検討いたしました。液化石油ガス法令において、従量単価を構成する要素は定義しておらず、「従量単価がそれぞれで異なる」こともありうるため、原案のとおりとさせていただきます。単価の違いについては、一義的には、LPガス事業者において説明責任を果たしていくことが求められるものと考えます。
105	2ページの「公表にあたっては、戸建て住宅と集合住宅で標準的な料金メニューが異なる場合はそれぞれの標準的な料金メニューを公表する必要があり、…」について、賛同します。 戸建て住宅と集合住宅の料金乖離が大きな事業者は、決して少なくありません。合理的な理由が読み取れないケースは決して少なくない上、『集合住宅の標準的な料金メニュー』の存在確認も重要に思えてなりません。	今後、商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続していくこととしているところ、頂いた御意見も参考にさせていただきます。
106	3ページの「また、実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表した場合には、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)で禁じている不当表示となるおそれがあることに留意が必要である。」について、2017年の料	今後、商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続していくこととしているところ、頂いた御意見も参考にさせていただきます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>金透明化・適正化時と反対の見解が必要とされます。「代表的な料金表だけ示されれば良いから」との意見に対する反対のスタンスです。前は、「とにかく、標準料金を提示すれば良い」との喧伝がありましたが、実効性は皆無でした。消費者には「1 to 1」、ホームページには誰を対象としているのか不明な「標準料金」が掲載されていても、説得力は全くなかったと思います。</p>	
107	<p>(5) 液石法第14条に定める書面を交付するときの説明  (6) 料金を変更する際の消費者に対する事前通知</p> <p>既に14条書面のデジタル対応が認められているにもかかわらず、書面にて交付することが前提とした記載となっているため、書面だけでなく、14条書面のデジタル対応での交付方法についても追加するべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法が読めるよう、「書面等」に修正させていただきます。</p>
108	<p>(5) 液石法第14条に定める書面を交付するときの説明について、消費者に対して液石法第14条に定める書面を交付するときに、当該書面に記載されている事項のうち次の事項について説明を行うことが必要である。また、LPガス事業者は、消費者との間で説明を受けたかどうかを巡ってトラブルになることを防止するため、LPガス事業者から説明を受けた旨を、消費者による署名等が付された書面により確認することが必要である。</p> <p>&lt;説明事項&gt;</p> <p>①液石法施行規則第13条第5号に定める事項</p> <p>とあるが、液石法施行規則が改正となり、第16条15号の7によりいわゆる三部料金制度とすることを規定されたが、この三部料金制度に関する14条書面の位置付けは、施行規則13条第5号に基づくものである。もともと、LPガス事業者の大多数が二部料金制度を取り入れているため、多</p>	<p>今回の制度改正は、LPガスの消費者利益に資するものであり、14条書面の記載事項である算定の基礎となる項目等を変更するものではないため、その再交付を求めることとはしておりません。</p>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>くの事業者が14条書面の再交付が必要となると思われる。このとき、14条書面の再交付（又は変更部分のみの交付）についてもLPガス事業者による消費者への説明と「LPガス事業者から説明を受けた」ことを証する消費者の署名が必要か？</p>	
109	<p>（5）液石法第14条に定める書面を交付するときの説明  「また、LPガス事業者は、消費者との間で説明を受けたかどうかを巡ってトラブルになることを防止するため、LPガス事業者から説明を受けた旨を、消費者による署名等が付された書面により確認することが必要である。」について、この間の地域意見交換会でも「液石法第14条に定める書面」について、特に賃貸物件居住者に対する交付の有無について、議論となっています。今回の改正省令の「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の改正にあたり、再徹底を求めます。</p>	<p>いただいた御意見も踏まえ、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。</p>
110	<p>（5）液石法第14条に定める書面を交付するときの説明  同項に関連して、特定商取引法第4条（訪問販売における書面の交付）を付記されてはいかがか。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>